

令和4年度第1回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録

日時 令和4年10月13日(木) 午後2時～
場所 米子市役所本庁舎4階 402会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子
青戸 光一 小林 玉青 竹下 純子
事務局 永瀬総務部長 契約検査課 福田課長 種子担当課長補佐
工事所管課 水道局 施設課 整備課 都市整備課 道路整備課
営繕課 農林課

議題 (1) 会長選任について
(2) 要綱・要領等の変更について
(3) 令和3年度の発注状況について
(4) 入札及び契約の運用状況について (R3.4.1～R4.3.31 契約分)
(5) その他

議事内容

[午後2時00分開始]

〈事務局〉

本日は、ご多忙のところご参加いただきまして、ありがとうございます。また、本年2月に開催を予定しておりました、令和3年度第2回の審議会につきましては、委員の皆様には日程調整もしていただいていたところでしたが、コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、中止とさせていただきます、大変申し訳ございませんでした。前回予定しておりました審議案件につきましては、今回一括して審議いたしますので、よろしく願いいたします。それから審議案件を抽出していただくために、7月に事前に送付いたしました「運用状況資料」につきまして、差し替え等によりご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

では、只今より令和4年度第1回 米子市建設工事等入札・契約審議会を開催いたします。

次第に従いまして、最初に永瀬総務部長がご挨拶をさせていただきます。

〈永瀬総務部長〉

改めまして、総務部長の永瀬でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

皆様方には、日頃、市政全般に渡りまして、いろいろとご理解とご協力をいただき

おりましてありがとうございます。加えまして、この審議会委員としてご参加いただきまして、いろいろとお世話になっております。重ねて御礼申し上げます。

本日は、先ほどもありましたけど、本市の入札・契約事務の運用状況についてご報告をさせていただきながら、皆様方から適正化に向けた貴重なご意見を頂戴し、今後の我々の事務の適正化、これにつなげていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいいたします。

〈事務局〉

(事務局参加者紹介)

〈事務局〉

次に、本日配布いたしましたお手元の資料の確認をさせていただきます。まず1つ目が、表紙が日程が書いてありまして、中ごろに要領・要綱の改正や発注状況等の資料のものが1冊、それから参考資料としての、令和3年度の業者別受注状況と辞退者一覧のものが1冊です。その他には委員の皆様へ事前送付しております抽出案件の資料、番号が振ってあるものが1冊となっております。資料のほうは揃っておりますでしょうか。

それから表紙に日程が記載してある資料ですが、こちらの表紙を1枚めくっていただきますと、表紙の裏に委員名簿を載せております。今期はこちらの6名の方になりますのでよろしくお願いいいたします。それから同じ資料の最後の裏面になりますけど、審議会条例を載せておりますので、ご確認をお願いいいたします。

〈事務局〉

続きまして、次第4 審議会の成立についてですが、本日の審議会は委員全員のご出席がありますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして成立していることをご報告いたします。

〈事務局〉

では、今期より新しく税理士会からのご推薦で竹下純子委員が委員になられましたので、一言ご挨拶をお願いいしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

〈竹下純子委員〉

初めまして。税理士の竹下と申します。よろしくお願いいいたします。今期より拝命いたしまして、不慣れなこともあるかと思っておりますけれどもよろしくお願いいいたします。

〈事務局〉

ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

総務部長は次の用務がございますので、大変申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。

(永瀬総務部長 退席)

〈事務局〉

(議事1) 会長の選出

それでは議事に入ります。まず議事の1、「会長の選任」についてでございます。

今期における会長の選出をお願いしたいと思います。互選となりますが、どなたか立候補いただける方がございましたら、挙手でも結構ですのでよろしくお願いいたします。

〈竹下靖彦委員〉

従来どおり松原先生で。

〈事務局〉

ご推薦がありました、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

〈事務局〉

それでは、今期の会長を松原委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長が決まりましたので、会長が不在時の職務代理者の方も決めたいと思います。こちらにつきましては、会長からお1人ご指名いただけるという形にしておりますので、お願いいたします。

〈松原会長〉

はい。それでは竹下靖彦委員のほうに、従来どおりお願いいたします。

〈事務局〉

皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

〈事務局〉

そうしますと、職務代理者は竹下靖彦委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

そういたしますと、審議会条例第5条の規定により会長が議長になりますので、以降の議事の進行は松原会長をお願いしたいと思います。

〈松原会長〉

只今ご推薦をいただきました松原でございます。長年、この米子市の建築工事等入

札・契約審議会の会長を拝命してございます。私、鳥取大学の土木工学科で職務をしておりまして建設系の仕事をやっておりましたが、その後、現在、研究所という会社を立ち上げてやっております。こうした入札・契約の中立性あるいは公平性というんでしょうか、この重要性というのは常々感じているところでございます。特に米子市のこの審議会、非常に資料の準備、あるいは事務局の皆さんの丁寧なご対応ということで、私もいろいろ中央行政機関のこうした審議会を拝命しておりますけれども、本当によくやっておられるなど感心をしておるところでございます。皆様の努力には本当に敬意を表したいと思っております。また新たに会長ということになりましたので、私も及ばずながら精一杯貢献させていただきたいと思っております。それでは議事の進行でよろしいでしょうか。

〈事務局〉

(議事2) 要綱・要領の改正について

そういたしますと議事2といたしまして、今年度、改正いたしました要綱・要領についてご報告させていただきます。

資料の1ページから11ページに改正のものを載せております。今回、改正を行いましたのは、米子市総合評価方式による競争入札施行要領についてでございます。本市の総合評価方式は、入札金額、事業者の工事成績、技術者の工事成績及びその他の評価項目を点数化し、総合的に落札者を決定しております。今回の改正内容は、各項目のうち、技術者の工事成績の使用できる範囲について、これまでは「前年度の3月31日までに完成検査を行った工事」としていましたが、「入札公表までに完成検査を行った工事」としまして、使用できる工事成績の期間を拡大しました。これは技術者不足の解消や若手技術者育成のためと受注機会の拡大を目的としておりまして、直近に終了した工事についても工事成績が使用できるように改正いたしました。

(議事3) 発注状況について

続きまして議事3の、令和3年度の発注状況につきまして、ご報告いたします。

発注状況につきましては、資料の13ページ目から説明させていただきます。こちらのほうには、令和3年度の建設工事契約状況を載せています。

まず上のほうの表ですが、公募型指名競争入札、これは予定価格が1億5,000万円以上のいわゆる高額工事案件、または配置技術者・施工実績の有無の条件をつけた場合に実施するものです。令和3年度は管工事1件、機械器具設置工事1件、建築一式(一般)が4件、電気工事(一般)が1件、舗装工事1件の計8件を発注いたしまして、契約金額約26億4,600万円、平均落札率95.4%でございました。

なお、この公募型の内容ですが、8件のうち5件は啓成小学校の建て替え関係の工事です、合計約20億7,800万円でした。

次に工事希望型指名競争入札でございますが、これは原則として、予定価格が130万

円以上1億5,000万円未満の工事案件に対して実施するものです。これは解体工事から屋根工事まで18工種で243件、契約金額約55億6,900万円、平均落札率92.3%でございました。これらの工種の中では、土木一式（一般）が一番多く発注しておりまして、91件、契約金額約34億6,100万円でした。

なお、工事について通常型指名競争入札は、近年は執行を行っておりません。

工事入札全体の合計でございますが、発注件数251件、契約金額が約82億1,600万円、平均落札率92.4%でございました。

下のほうに移りまして、工事における随意契約でございます。こちらのほうの発注は、解体工事から舗装工事まで、10工種53件、契約金額は約2億2,500万円、平均落札率は93.1%でございました。

なお随契の理由の内訳としましては、予定価格が130万円以下のいわゆる少額随契の1号随契が33件で、件数では全体の約6割を占めます。それから、特定の相手しか契約の相手先とならない2号随契が4件で、こちらは全て下水道処理施設関係の機器補修工事のものでした。それから災害発生時に緊急に発注する必要があったための5号随契が2件、入札をすることで不利となる場合に適用する6号随契が1件でした。それから下半期に多いのですが、入札参加者がいないとき、または再度の入札に付し、落札者がいないときに適用する8号随契が13件でした。

この結果、入札と随意契約を合わせますと、工事契約においては発注件数304件、契約金額が約84億4,146万円、平均落札率92.3%でございました。

次に14ページ目です。こちらのほうが、測量・設計などの委託についての契約状況でございます。

公募型指名競争入札として1件発注しております。これは米子市公共下水道管路施設調査業務委託で、同種業務の施工実績を求める必要があったため公募型としたものですが、契約金額約1,276万円、落札率78.1%でございました。

次に通常型指名競争入札ですが、5業種で発注件数が135件、契約金額約7億8,694万円、平均落札率93.4%でございました。

なお、発注件数が多いものの概要ですが、「建設コンサルタント」に一番多く発注しておりまして、56件でした。内容としましては、大半が市道や河川・排水路関係の測量・設計や橋梁の点検業務で43件、契約金額は約2億7,800万円でした。あとの13件は下水道工事関係の設計で、契約金額約1億5,200万円でした。それから、「その他」の40件中26件が、除草業務委託や街路樹の維持管理関係のもので、契約金額約9,400万円でした。

測量・設計等工事に係る委託の入札の合計は、発注件数136件、契約金額が約7億9,970万円、平均落札率93.2%でございました。

それから下のほうですが、委託業務の随意契約をまとめています。こちらは、発注は4業種で10件、契約金額は約4,072万円、平均落札率97.1%でございました。

随契理由の内訳としましては、1号随契が4件、特定の者しか施工できないための2号随契が6件、災害発生時に緊急に発注する必要があったための5号随契が1件、入札に付することが不利となる6号随契が3件、それから入札者または落札者がいなかったための8号随契が1件ということでした。

これらの結果、委託に係る契約の合計は、件数146件、契約金額8億4,043万円、平均落札率93.5%でございました。

続きまして15ページから30ページまでの資料ですけれども、こちらは平成16年からの発注件数、契約金額、平均落札率をまとめている表で、工事入札、工事の随契、委託入札、委託随契の区分でまとめております。

それぞれグラフにしたもので、推移の特徴を説明させていただきます。

まず16ページと17ページでございしますが、こちらは工事の入札発注件数と契約金額の推移のグラフです。令和3年度ですけれども、件数と金額ともに過去最多で、前年度と較べまして件数につきましては6件の増加、金額につきましては約18億6,000万円の増加でした。前年度の上半期のみで金額を較べましても、約32億円の増加でございました。この増加の原因ですけれども、やはり啓成小学校の建て替え関係の工事が合計約21億円でしたので、これが大きい要因であると考えております。

次に18ページですけれども、こちらは工事の入札に係る平均落札率の推移ということで載せております。平成20年に最低制限価格制度の適用を行っておりまして、平成23年度にラインの見直しをしております。それ以降は、大体92%程度での推移をしております。令和3年度につきましては92.4%でしたので、概ね例年並みの推移をしているのではないかと考えております。

次に19ページになります。こちらは、工事の随契を16年度から表にしたものです。こちら20ページ目からグラフで載せております。令和3年度は、前年度と較べまして、件数は11件の減少、金額は約2億5,000万円の減少でした。これは、件数については少額随契、いわゆる1号随契が減少していることと、金額については前年度に1億円前後の比較的高額な不調随契が2件あったことによるものと考えております。

なお、全体的には平成27年度から随契の案件は減少傾向でございます。

それから22ページですけれども、こちらは工事の随契の平均落札率をグラフ化しているものでございます。令和3年度ですが、93.1%ということで、昨年と比較して0.7%上昇しましたが、概ね例年並みでございました。

次に23ページです。こちらが、16年度からの委託の入札の表になります。こちらにも発注件数、契約金額、平均落札率を載せております。

こちら24ページからグラフで説明させていただきます。まず発注件数ですが、平成27年度から、大体100件を少し超えるものが例年は発注されていますが、令和3年

度は136件ということで、前年度より11件の増加でした。

次に25ページです。こちらは、委託に係る入札の契約金額でございます。件数は増加でしたが、契約金額といたしましては約7,000万円の減少となりました。

これは、前年度の令和2年度については、啓成小学校の設計業務や下水道工事関連の大型の委託業務があったため、令和3年度は前年度に較べ、少し減少しております。

次に26ページです。こちらは、委託の入札の平均落札率の推移でございます。こちらでも平成21年度に最低制限価格を導入したことで上昇傾向が見られ、93%程度で推移をしているところです。

次が27ページです。

こちらは委託の随意契約に係る表です。次の28ページ目、こちらは発注件数、29ページに契約金額のグラフを載せております。ほぼ近年と同じで、令和3年度については10件で、金額は4,072万円ということでございました。

次に30ページですが、委託の随意契約の平均落札率についてです。令和3年度は97.1%で、前年度から1.6%の上昇となりました。

次が31ページと32ページになりますが、こちらは工事契約におけるくじ引きの発生状況を載せております。

これは、平成23年度からこれまでのくじ引きの発生状況についてまとめたものです。32ページに令和3年度の上半期と下半期分を記載しておりますが、近年の傾向どおり、土木系の工事にくじ引きが多く発生しています。

発注案件については以上でございます。

33ページから38ページには、委員の皆様から抽出いただいた審議案件リストをまとめておりますので、またこの後、ご審議をお願いいたします。

最後に別冊の参考資料についてですが、こちらには、これまでと同様に、業者別の受注状況一覧と辞退理由を一覧で作成させていただきました。

辞退理由としては、「技術者を確保することができなくなった」とか「予定価格内での入札ができない」とか、そういったことが多く見られます。

全体的な傾向で見ますと、米子市の工事だけでなく国や県の工事との受注の兼合いなどから辞退する傾向としては、例年と同じく多い傾向でございました。

以上で資料の説明を終わります。

〈松原会長〉

詳細な説明をいただきましてありがとうございました。委員の皆様から何か、只今の資料につきまして。どうぞ。

〈岩浅委員〉

ちょっと確認をさせてもらいたいと思います。今、ご説明いただいた資料の一番最初のところの総合評価方式による競争入札施行要領の改正の部分ですが、左側が改正後で、左右で対称になっていまして、アンダーラインがついているところが改正された部分という解釈でよろしいですか。

〈事務局〉

そうですね。1 ページ目が新旧対照表になるんですが、改正前と改正後ということで、アンダーラインが引いてあるところが変更した部分になります。

〈岩浅委員〉

その後に具体的に資料が付いているわけですけど、逆に言うと、アンダーラインがされていないところは、そのまま以前の施行内容と変わらず、アンダーラインがしてある部分は、今回、改正された内容だという解釈でよろしいですか。

〈事務局〉

はい。3 ページから 11 ページに改正後の施行要領を載せておりまして、その中にもアンダーラインがあると思うんですが、そこが変更された部分で、またアンダーラインがないところは、今までと変更がないところになっております。

〈岩浅委員〉

わかりました。ありがとうございました。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖彦委員〉

冒頭に、昨年度、善行者として表彰をしていただきまして、ありがとうございました。会長と私の 2 人ということで、入札審議会としては全国的に珍しいことです。ありがとうございました。一言お礼を申し上げます。

それと先ほど話がありました変更する理由というのが、何が不都合で、従ってこういうふうに変えたのかという説明がないのでお願いします。

〈事務局〉

はい。総合評価方式に限りませんが、入札の不調というのが増えております。令和元年以降、国土強靱化ですとか、米子市では下水道整備というのを、いま集中して実施しているところでありまして、なかなか入札に申し込みのない事例もある中で、その原因ということも受けて意見交換をしております。その中で技術者がいま不足してい

る中で、新しい技術者で良い成績を取った者がいるとしましても、今までのルールですと、前3カ年度の工事成績しか反映して申し込みできないということになっています。例えば今この時期の入札に参加しようと思って、今年の上半期に良い成績を取ったとしても、その成績では申し込むということができないということです。そういったことができるようになれば、新しい若い技術者も参加できるということで、不調の解消にもつながるということも考えまして、こういった対応に変更したところでございます。

〈竹下靖彦委員〉

ということは、業者、契約者側についての組織体が、入札に関わることにより減少しているということで、できないということで業者はそのように言ってるのですか、技術者配置について。

〈事務局〉

やはり技術者を立てませんと申し込みができませんので、そこで「この技術者を立てられたら申し込みができるのに」という実態はあるということでございます。

〈竹下靖彦委員〉

簡単ですが、私は総合評価方式というのは、これまでの状況を見ていて問題があるんじゃないかと考えて、やはり今後検討が必要だと。なぜなら、総合評価方式で100%の入札・応札をしているというのは考えられない話です。それと入札者が指名が少ないという状況に問題があつて、これは国が進めていることと違うんじゃないかというふうに考えています。そうすると行き着くところは、業者を増やすためには指名方式を廃止するしかない。これは前々から言っていますが、そういうふうなことではないかと考えています。

〈事務局〉

指名を増やしたいのは山々なんですけども。米子市の場合は工事希望型ということで、他市のように、こちらから一方的に10社選ぶということではなくて、希望した方は原則全員指名するというルールです。例えば土木A級ですと25社いらっしゃるんですけども、そこを広く募集した上で、もちろんたくさん申し込んでいただきたいんですけども、結果的に1社、2社ということについて、それはダメということにはならない、公募した結果ですので。そのように考えています。

〈竹下靖彦委員〉

また途中で言おうと思うんですが、そうすると入札日から検討していくと、本当にそういう形がいいのかどうか、もうちょっと増えてもいいではないか、業者側が上手く調整をしているのではないかというふうに伺えるわけです。そこはまた個別の中で発言したいと思います。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。(意見なし)

はい。説明内容については特にございませんので。

〈松原会長〉

(議事4) 入札及び契約の運用状況について

そうしましたら議事の4項目目、「入札及び契約の運用状況について」ということで。これは委員の皆様から抽出された案件に関する協議と質疑応答となります。

それでは委員の方からどうぞ。ご自分のほうから抽出されたものでございますので。どの案件でも結構ですので、いかがでしょうか。じゃあ竹下委員。

〈竹下靖彦委員〉

落札者の状況を見ますと、全般を通して上手く業者側は割り振りしてるなど、そういうのが第一印象です。一応、応札するために指名として願いを出しているけれども、圧倒的に辞退並びに失格者が出ている。失格者の中では考えられないことが実際に発生しているという状況です。書類不備なんてあり得ないし、ましてや内訳書に別の工事名を書くなんていうのは、本当になめてるのではないか。真摯に入札に対して受注をしようという気がないのではないかということすら伺えると考えています。

この一覧表の中では、あっち見たりこっち見たりしないとなかなかできないということで、私が抽出したものについては、総合評価、随契、それから一般、それからJV、こういう点で全部列記してみたんですけど。そうすると、そこに内訳書から業者を拾い出していくと、本当に上手いことやりくりしている。これは通常の形の、要するに電子入札並びに郵便入札では考えられない。当然、事前にそういうことが申し合わされていないかと思えることがはっきりわかります。ずっと長い間やっていますけど、本当に改善されないなど。一番の問題は、談合をどういう形で排除して、公明公正な、公平な受注行政をやるかということからすれば、もう一目瞭然、こういう点が見える状況ですね。特に私は総合評価の中で、異常に、指名数が1社ということは、入札に参加希望を出さないという業者がいる。出しても1社又は2社が多い。どういうわけか3社というのもあります。こういう状況の中で、上手く受注の割り振りをしてるのではないかというふうに思われます。しかも、落札率も非常に高い。まあ総合評価の中では金額だけではなくて、やはり他の要件を加味したものをという形なんですけど、それをやるほど数が来ないという話です。それで総合評価については、全体的に少し検討する必要があるんじゃないかなど。果たしてこれでいいのかどうか。

要するに、内容としては、そういう状態ではなくて、安くて良い工事をしてもらおうということが中心だと思うのですよ。それから見ると、少し逸脱している入札が行われているのではないかというふうに考えております。しかも辞退は直前になってやっている

という。ひどい状況の中では、もう既に受注が多数のために辞退をすると、ふざけたようなことを言っている業者もいるんですよね。こういう状況の中で、総合評価方式というのが要るのかどうなのかというのは疑問に感じているところです。

他の委員はどのようにお考えですか。

〈松原会長〉

竹下委員のほうから総合評価についてのご自身のお考えを披露されたんですが、この件につきまして、何か委員の皆様からありますでしょうか。岩浅委員。

〈岩浅委員〉

28番の案件を抽出したんですけど、今、竹下委員がおっしゃった内容も、この件に関係しているのではないかと思うんですけど。

総合評価の工事として、希望が4社出ていて、3社が辞退された。そうすると1社しか残らないわけですので。辞退理由が、他もありますけどA社が28番のところで、「予定技術者が平均工事点数以上を取る自信がないため」というのを、28番と29番と30番、A社は全て同じ理由を記載しておられるんですが。私ちょっとよくわからないんですが、どういうことですか。総合評価だからということで、平均工事点数というのを意識されているということは素人でもわかるんですが、この「平均点数以上を取る自信がない」だったら、最初から手を挙げないんじゃないかと思ったりするんですが、それは違うんでしょうか。教えてください。

〈事務局〉

はい。私も業者さんの真意は分かりかねますけど、米子市の制度上のことを言えば、月曜日に入札案件を公表しまして、申込締切りがその週の木曜日ということで、その間なかなか十分に検討まではできないかもしれない、ひとまず申し込んでおくという傾向もあると思います。それで入札書の差出期間というのが、それは随分後のほうにありますので、その間に積算なり現地に行かれたりとか、いろいろ検討されてこういった思いを持たれたのかなと推測いたします。

点数のことを言えば、この工事を取るのには関係ないですけども、この工事成績というのが後々の総合評価方式の際の参加に影響があるので、現場条件などが難しいというご判断だったのかもしれないし、なかなかこの現場で良い点数は取りにくいと思われることかなと思います。想像ですけれども。

〈岩浅委員〉

つまり、この工事を受注した場合に、今言われていることがそうであるとするならば、今後の総合評価の点数というか評価の反映を心配してという意味ですよね、それは。

〈事務局〉

想像ですけども、そうではないのかなと。

〈岩浅委員〉

まあ想像ですけど、そうではないのかなということですね。わかりました。ありがとうございました。

〈松原会長〉

総合評価に関して、他に何かいかがでしょうか。はい。

〈竹下純子委員〉

私、初めてなもので素人的なことを質問するかもしれないんですけど。例えばこの総合評価のときに、全く同率の点数がついた場合というのは、どういうふうに判断されるんですか。

〈事務局〉

金額が一緒というのはよくありますけども、この総合評価方式で工事成績、会社成績、技術者成績を含めて全く一緒ということは滅多にないですが、過去1回ありました。全く一緒の場合は、くじ引きで決定しております。

〈竹下純子委員〉

それは法律か何かで決まっているんですか。

〈事務局〉

地方自治法でくじ引きの根拠規定がございまして、落札となるべき者が複数ある場合は、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決めなければならないと、地方自治法の施行令167条の9で、そのように定められております。

〈事務局〉

補足しますと、総合評価の場合ですと点数で評価します。色々な項目があるので、なかなかそのくじ引きの前に、例えば同点ですと、基本的な会社点数が高いほうが落札者になると要領で定めております。それもさらに同点ですと、先ほど申し上げたようにくじ引きになるということもございます。

〈竹下靖彦委員〉

今の件ですが、A社というのは、点数を上回ることができないから辞退をするという、そういう記載でしたね。ところがNo.32については、堂々と落札しているわけですよ。しかも金額も1,000万を上回っていると、こういう状況ですよ。だからこういう不届きな業者は、1回その理由を聞く必要があるんじゃないか。要するに指名を受けることに

自信がないという形であれば、当然、点数を上回れないということであれば、他の工事だっってみんなそういうことが言えるんじゃないのか。だっって、ここでやっている指名失効については項目が減点されていますよね。そこらへんは契約課としては矛盾を感じなかったんですかね。

〈事務局〉

辞退理由は書いていただいていますけど、その辞退を決定するのは落札決定まではいつでもできるということもありますし、その理由を深掘りというところまでは、実際問題はしておりません。今のことがどうかと言われれば、それは工事現場ごとに条件も違いますし、この現場ならできるとか、ここは難しいとか、そういうことをお考えなのかと思います。

〈竹下靖彦委員〉

その点については設計図面と、現場に行ってみたらとても条件が悪いという形で辞退をするという記載がありますよね。

〈事務局〉

そういうのもございます。

〈竹下靖彦委員〉

だから、そういうのとは違うんじゃないですか。本当にそうであるなら、そう書くべきですよ。点数が取れないから辞退をするって。じゃあ取れないような企業として、なんでそこで入札に参加するのかということが明確ですよ。だっって昨年度、起業した会社じゃないですよ。ずっと以前から続けているにもかかわらず、こういう形を平然とやっている。理由を書けと言われたから書いたということなのかもしれませんが、これは発注者側としてはどう捉えますか。そんなことで「はいはい」という形で指名をするのですかね。だからそうすると、指名するのは審査委員会ですか、有識者の。有識者っていうのは、みんな身内じゃないですか。第三者による評価もできなくて、庁内だけで協議しているじゃないですか。以前、私が議事録を求めたら「議事録はありません」ということでした。現在、物事を決めるのに議事録を作らなくて、それが進行するなんて考えられないですよ。公文書についてどう考えておられるか。業者にそれがわかってという形なら、業者はそういう形で改善すればいい話で。ということは数が少ないから、全て審査で合格、指名しますよということですか。

〈事務局〉

米子市のルールについては要領をお配りしておりますが、申込があれば原則指名する、むしろそのほうが恣意的な選定を防げる透明性の高いやり方だという判断です。以前はこちらで10社選んでとか、そういうのを昔はしていた時期もあったと聞いております

けれども、そういうのは減らしていったって、申込があった人は全員指名だと。制限付きですけども、一般競争入札に近い形というのを取っている、むしろそれが透明性を高めることだということで、今これに至っているというふうにご理解いただければと思います。

〈竹下靖彦委員〉

まあ一回来てもらったらどうですか。「点数が取れない」という形で、あの人たちは。そうであればランクを下げることでしょ。だって、そう思いませんか。これは業者は一応Aランクですよ。だから、それだったらBランクに下げればいいわけですよ。Aランクとして点数が取れないということなんですよ。

〈事務局〉

格付けの要領がございますので、それに従ってAからBとか、BからAとかいうのは変更しないといたしませんので、辞退理由のみをもって今日からB級とか、そういうことはできないと考えます。

〈竹下靖彦委員〉

くどいようですが、Aランクとして入札をするのに「総合評価に至らないので辞めます」と言われていて。それは、その工事案件だけじゃなくて、その企業が全般的に言えることじゃないですか。金額の多寡に関わらず。ところが、片一方ではしっかり参加をして落札までしている、こういう状況ですよ。まあ、ここをどのように感じるかということですけども。

〈松原会長〉

入札方式もいろいろございますけれども、総合評価方式というのは、技術者から工事成績から、その会社全体が持っている工事能力を評価する、単に入札価格の多寡で決めるのではなくてという意味合いで、非常に重要な方式ではあると思います。鳥取でも私が以前に関与していたところが、入札価格でいうと高いんだけど、高い入札価格でも総合評価でそこが取る状況があったんですね。それはやはり、それまでの工事成績だとか技術者の点数とかあるわけですね。そういう意味の総合評価というのは、これは皆さんご理解いただけたと思いますが。そういう中で、とにかく入札参加資格があれば、そこに取りあえず札を入れておこうということで、後で自分で選ぼうという、参加資格だけ作っておいてという中で、入札の条件で工事価格が高いところからということかもしれません。ただ、この場合は全部管工事（下水道）ですよ。だから同じ工事内容に対して選択をして、残りは後で辞退しようということでやられているわけですよ。参加の資格と参加の権利というのはあるだろうと思うんですよ。辞退する権利もあるだろうと思いますが。ただ、それを4社の中で3社が辞退されると、それは公平なというか忠実なというか、そういう入札になっているのかという疑念が出てくるわけですよ。ですので、やはり辞退ということに対しては、単なる会社の自由意思で決めれるというよ

うに取ってもらっては困りますよというふうに、どこかで何か業界の方におっしゃらないといけないんじゃないですかね、発注者として。「いろんな疑念を生みますので」ということで。もちろん権利はあるけれども。例えばそのときに、辞退理由としては適切な理由を記載しないと、「評価点取れないから、うちは下げます」では、やっぱりその会社の技術力を疑われますよね。そういうことも含めての竹下委員の発言であろうと思いますので、そのあたりは少し事務局のほうでもお考えいただいて、あるいは業界と少しご相談いただくとか、いろいろな動きはあるかと思いますが、少し検討いただければと思います。

〈事務局〉

はい。承知いたしました。審議会でこのような意見があったということ、もちろん議事録のほうに記載いたしますし、業界のほうにも機会を捉えてお話しいたしまして、もし辞退理由で「これはいかがなものか」というのがありましたら、個別に確認ですか、そういうことも考えます。

〈竹下靖彦委員〉

いいですか。そこ以外で、まだ163番、それから167番。しっかり落札してるじゃないですか。しかも金額が1億を切っている、9,000万台と8,000万台、こういう状況です。それで辞退したのは1億を超えている。次に受注したのが、予定価格が1億1,100万円。ところが9,000万台と8,000万台をしっかりと落札している。しかもそれは指名数は2社という形で、1社に脱落をしてもらえば、当然残る1社という形で契約を。しかも契約高は非常に高い。99.0%とかで、信じられない話なんです。そこらへんで今、課長からそういうふうに言われたので、審議会の意向としてはそういうのが斟酌してもらえればと。

〈松原会長〉

それでは、その他の案件いかがでしょうか。

〈竹下靖彦委員〉

すいません。何年もやってて、今さら何を言うかということなんですけど。JVの場合は、主体企業はどこになるんですか。最初に書かれているのが責任を持ってやる主体企業ですか。

〈事務局〉

最初に「代表者」と書いてあるのが、いわゆる「親」です。

〈事務局〉

あと出資割合が大きいところが、代表者になります。

〈竹下靖彦委員〉

そうすると具体的な工事は、例えば3社でJVを作った場合は出資割合に応じて工事を分担してやるのですか。

〈宮繕課〉

宮繕課ですけれども。JVで工事をみんなでやるということですので、技術者の人数だとか、そういうところは親のほうが多く出ていたりします。ただ、工事はみんなで1つの企業体としてやるので、親会社が呼んでくる企業が多いとか少ないとかいうことは特にはないと考えております。

〈竹下靖彦委員〉

ということは、利益も出資比率に応じて分配するんですか。

〈宮繕課〉

ちょっとそのへんは詳しくわかりませんが、恐らくそうではないかと思えます。

〈竹下靖彦委員〉

そこらへん、一回確認していただきます。というのは、JVがあまりにも少ないですよ金額に応じてね。だから私が言っているように、地域割りをJVの場合は外しちゃって、そうして受ければ、もう少し金額も下がるしということをするべきだと考えています。JVといたら順番が違うぐらいで、ほとんど名前が一緒ですよ。私は元々JVは談合の温床だというふうに考えています。JVでやっている予定価格、まあ予定価格に近いということは、悪いということじゃない面もあると思います。発注者側が責任を持って予定価格を算出しているわけでしょう。それに基づいて予定価格に近いと、あるいは100%やるということは、業者もそれだけ積算能力があるということでしょう。そうすると、予定価格というのは何なの、ということに。積算能力があれば、ちゃんとその発注書を見てから積算すればいいわけで。予定価格があるから、それに合わせて内訳書を後付けで操作をしているのではというふうに考えてしまいます。どう思いますか。私はそうだと思います。今はソフトがものすごく発達をしていて、今までの工事案件から、ずっとデータベースにして、恐らくできると思うんですよ。そうすると、予定価格というのは何なのということです。あとはその他の中で私は聞きたいと思います。ただ、JVについてはわかりましたので、そこらへんもわかるような形でJVの仕組みというのを私たちも見ないと、ただ落札金額だけで云々ということではないので、そこらへんよろしくをお願いします。

〈事務局〉

利益の分配の確認については、承知いたしました。

〈松原会長〉

それではどうぞ、委員の方から。どんな案件でも結構です。どうぞ。

〈青戸委員〉

青戸です。先ほど受注理由の話が出ておりましたので、受注意欲との関係ということ言うならば受注理由にも現れるでしょうし、例えば入札する金額等にも現れるのかなと思って見ていた案件が、100番の案件です。

これなんです、随意契約で1号の随意契約ということなので、130万円を超えない工事ということなのですが、見積書を出した2つの業者のうち1つは130万円を大きく超えた205万円。100番の資料、見積調書のところですけども。そもそも1号随契約の相手方を探しているにも拘らず、こんな金額を出してくることで、もう受注意欲はさらさらないというふうに見えるわけですよ。受注意欲という観点からしたら、こういうのは行政指導の対象にしなければならないんじゃないでしょうか。

〈事務局〉

どうしてこのような状況になっているかということですけども、1号随契なので130万以下ということは、確かに法律等に定めてあります。しかしこちらが見積依頼する際に、もちろん随契の場合は予定価格も非公表なのでお示ししませんし、ですから入札の場合と違って、それ以下でということもわからない中で見積をされるというのが一つあります。ですので意欲がどうということではなく、恐らく法律のことですか、こちらと言わないということもありまして、そういった130万以下ということと関係なく、自社なりに見積られた結果で、このような見積を出されたものと思っております。

〈青戸委員〉

そうなのかもしれませんけれども、一応、公表はしていないといっても予定価格として120何万いくらってというのは出してあるわけで。契約決定になった業者も113万+消費税という形で、これ2つある以上は、これが適正な額なのかなと思って。どうかな、この200万超の額が適正だと思って入れたのかどうか。ひょっとしたらそうなのかもしれませんけれども、何が適切なのかというのが、市場の感覚からかなりずれていると思わないではないので、指導は行き過ぎかもしれないけど、真意を問い質すことはお願いしたいところではあるんですけども。

〈事務局〉

先ほどの話と同様ですけども、審議会で疑問点が出たということでもありますので、そこは確かめてみようと思います。

〈竹下靖彦委員〉

これはミスったんですかね。この金額だったら、青戸先生が言われるように、予定価格なら「これダメよ」という形ではねるべきですよ。随契の中で、これは競争入札になっていないので失格とかそういうのがあるかどうかわかりませんが、言われるように。契約検査課もなめられたもんだなという。業者のほうの方が長くやっていますから姑息な手段を平然とするのか、あるいはもうこれは業者が決まっているから、それで敢えて高い金額を出したとか。桁が違うんで、どうかわかりませんが。ここに落札させようと、敢えて高い金額を出したのか。

〈事務局〉

その点だけ反論じゃないですけども、私の見解を言わせていただければ。資料 100 の内申表を見ていただくとわかるように、随意契約 1 号ですので、なるべく 2 社以上をとということで 2 社を選定して指名しておりますけども、この 2 社が誰かということはもちろん非公表です。誰が競争相手かというのはわかりませんが、それで特定の業者を利するとか、そういった行為はできないものと考えております。

〈竹下靖彦委員〉

随契のほうにいきたいんですが、随契はなんで 2 社だけなんですか。イレギュラーとして 1 2 社というのがありまして、これは記載の間違いじゃないかと思ったんですが、中を見たらそうでもなくて、しっかり出ているので。なんでここは 500 万の予定価格で 1 2 社も出てきたんですかね。指名をしたんでしょうか。他は 2 社あるいは 1 社で。

〈松原会長〉

案件番号は。201 ですか。

〈竹下靖彦委員〉

農林課の舗装工事です。農林課は誰か来ておられますか。

〈事務局〉

まず私から言わせていただくと、随意契約の場合は「なるべく 2 社以上」ということになっていて、最低でも 2 社は要りますけども、その 2 社以上という理由は、随意契約といえども競争性を確保する必要があるということがございますので、これはもちろん多いほうがいいということもございまして、ただ多くし過ぎるのも、随意契約というのは事務の簡素化も目的としていますので、全部の業者にとすることは普通はいたしません。ただこういった、これは舗装なんですけども、業者数が 1 2 社と決まっていて、しかも不調を受けての 8 号随契ということもありまして、その 2 社、できる者は誰かというのなかなかわからないという事情もありまして、ひとまず全社に依頼しようと、このときはそういう判断をしたということもございまして。

〈事務局〉

その随意契約の前に、3回入札として発注を出しております。それは舗装工事ということで発注を出しております。参加できる業者は、今回の随意契約で指名というか見積依頼をした12社全社が対象ですけども、その対象業者は結局3回は申込しなかったというところもありまして、2社だけに選定はできないということで、12社全社に見積を依頼した結果、やはり10社は辞退、2社だけ見積の提出をいただいて、受注をしていただけたという経過でございます。

〈竹下靖彦委員〉

従って、12あっても2社にちゃんと限定したということですね、結果的には。

〈事務局〉

結果的にはそうです。

〈松原会長〉

これは3回やって応札ゼロだったと。

〈事務局〉

ゼロです。3回ともゼロで、さらに全社にこちらから依頼をしています。見積をいただけませんか。そのこちらから依頼した結果で、見積書の提出を2社いただいて、ようやく成立したという形です。もしかしたらこのときも、全社が見積すら辞退という結果もあったかもしれません。

〈竹下靖彦委員〉

辞退の10社の理由は書いてあるんですよ。だから明確になれば、そこで「うちはもう手一杯ですからお断りします」って業者は何で言わないんですかね。まあ業者じゃないとわからんか。それで話があってから、指名を受けてから「辞退します」という話でしょう。結局は2社だけになって。手持ち工事が多数のためにできないのか、それか「職員が不足をしている」、それから「予定価格での見積ができない」、これもよくわからないですね。発注書を見て予定価格と合わせて、できないというふうに決断したんでしょうか。だから、できなきゃできないで「お断りします」って何で言わないのか。それとも12社だから、とにかく名前だけ出してやるという形で指名したんですか。

〈事務局〉

この件は、できる業者が12社なので、こちらから一方的に依頼してということです。迷惑だったかもしれないとは思いますが。業者さんから見れば、できないのに勝手に依頼してきて、「できません」と言われただけのことかと思えます。

〈竹下靖彦委員〉

ということは、発注者の顔を立てたということですか。だから、できもしないのに声がかかったから応じた、後で辞退すればいいわという形なんですかね。

〈事務局〉

これは入札ではありませんので、向こうが申し込んだわけではなく。

〈竹下靖彦委員〉

いやいや。だから、指名をしますという形になれば、「うちは手一杯だからお断りします」と言うじゃないですか。

〈事務局〉

そういうつもりで辞退届を出されているものです。

〈竹下靖彦委員〉

だから、声をかけるときに「いや、うちは」という形で、辞退届を出さなくても「うちは応じられません」と。

〈事務局〉

そういう場合で、電話で「応じられません」と言われても、「すみません。書類で届を出してください」というふうになっているものですから、それで出しておられるということです。私たちが「断られたから、もういいです」となれば、こういう書類は出ないのですが、それはお願いしたので。こういった記録を残したいということもありますし、それで辞退届が出ているとご理解いただきたいと思います。

〈竹下靖彦委員〉

そうするとNo.226を見るように、ここも入札不調に終わった話ですね。ここは何で2社だけですか。12社できるのに。

〈事務局〉

これは土木一式でA級ですので、A級ですと25社あります。先ほど申し上げたような理由で、25社に依頼した方が良いのかもしれませんが、そこは事務の簡素化という随意契約の理由もありますので、そこまではしていないということです。

〈竹下靖彦委員〉

事務の簡素化というのは業者の話ですか。

〈事務局〉

いえ、発注者側のことになります。

〈竹下靖彦委員〉

当たり前じゃないですか、仕事なのに。事務の簡素化なんていうのは何を言ってますか。随契であろうと工事や契約をして完成をさせるというのが当たり前じゃないですか。事務が多いからなんていうのは問題です。

〈事務局〉

ご意見はごもっともとは思いますが、そういったことが法律等にも認められているということです。随意契約の場合は、なるべく2社以上と、その理由は事務の簡素化という理由もあるということ踏まえて、法律等でもそういったことが認められているということでございますので、それに沿ってこういった対応をしております。

〈竹下靖彦委員〉

事務の簡素化というのは2社に絞るということですか。定義は何ですか。

〈事務局〉

「なるべく2社以上」ですので、2社でもおかしくはない、ただ競争性を高めるために、それ以上にしてももちろんそれは問題はない、そういうことです。

〈竹下靖彦委員〉

ということは、増やせば増やすだけ事務がかかるから、手数がかかるからという形で2社で留めているんですか。だって、ここなんか落札が96.5%ですよ。仕事を委託をされた担当課としては、万難を排して、それを満たすために努力するのが義務じゃないですか。手が足らなかつたら増やせばいいじゃないですか。

〈松原会長〉

よろしいですか。そういう議論、これはエンドレスになりそうなので。竹下委員のご意見もよくわかるところで、「2社以上」であるから、複数社が入ればさらにいいですね。見積価格が変わってくる可能性はあるだろうというところですよ。一方で、「2社以上」であるから取りあえず2社をという。他の随契もあるでしょうから、これだけではないかもしれませんね。それはもう、事務局の判断だろうと思います。それで、先ほどの場合は12社というのもあったわけですよ。まあ審議会の中で、そういう意見もあったということは、記録に留めておいていただこうと思います。よろしいでしょうか。

それでは他の案件も含めまして、いかがでしょうか。

〈小林委員〉

小林です。199 番ですけど、青戸先生がおっしゃったように、最近、初心に戻って随契の少額のほうが面白いんじゃないかと思い始めまして。ちょっと前までは総合評価方式に興味があったんですけど、最近は少額の随契のほうが面白いんじゃないかと思い始めまして。見せていただいた大体の理由は、どうしてそうなったかわかります。わかりますというのは、私の本部校が小さい学校なので、大学とかと違って契約や入札を教員が自分の手である程度事務作業をしないといけないんで、100 万円と 200 万円の見積りって来ることあるなと思いつつながら見てるんですけど、嫌っていう事ですねって感じで。それで 199 番の具体理由というのがちょっと、「競争入札に付することが不利と認められるとき」っていうのはどういうことかなと思って、6 号なんでお伺いしてみたんですけど。理由が面白くて。「県農林局発注工事があり、工事が錯綜するため」というのがあって、工事がどう錯綜するか教えていただければ。

〈農林課〉

そうしますと農林課のほうからお答えさせていただきます。この古市大池の工事で、鳥取県の農林局のほうの発注工事を先に行っていて、そのほぼ同じ箇所、地元の方からこの工事の要望がありまして。その工事を行うにあたって、県の農林局の工事に影響を与えないためには、100m ぐらいの仮設道路を別のところから作っておかないと入れない工事です。逆に、その農林局の発注工事のところから入ればすんなりで行ける状況でありました。その中で、たまたま工法的に鋼矢板を入るところに打ってありまして、そこが高さ 1m ぐらいありまして。例えばそこをクリアするためにはまた工事で、土嚢とかをひいてその工事箇所に行かないといけない。そういうこともありまして、工事現場内に別業者が入りますと錯綜してしまいますので、そこで方法として同一業者のほうで行ってもらうことで、この工事錯綜が解消できると判断して、このようにしています。

〈小林委員〉

ちょっと不利の主語がわかんなかったんですけど、競争させようとする事自体が入札システム全体に不利益であるという意味ですか。

〈農林課〉

金額に対しても、仮設道路を 100m 作らないといけない状況。それから現場内でも、2 業者が入って同じようなところで作業するというのは危険になりますので、その不利という点が考えられましたので。

〈小林委員〉

これは「競争入札全体の関係者に対して」不利となるんですね、主語は。

〈農林課〉

はい。この受注者以外はということです。

〈小林委員〉

わかりました。ありがとうございます。

完全に忘れちゃっただけなんですけど、総合評価の指名がされましたよっていうのって、郵送でお知らせされるんですけど、業者さんには。

〈事務局〉

FAX のほうで指名通知をしております。ただ、総合評価だけでなく、工事全て工事希望型にしておりますので、ホームページで公告しまして一定期間内に FAX で申込を受けます。申込が来たところに FAX で指名通知をしております。

〈小林委員〉

じゃあ指名通知を FAX されて、辞退もしくは入札までに 1 週間とか 2 週間とかあるということですか。

〈事務局〉

そうです。

〈小林委員〉

わかりました。じゃあきっとその間に何かあって 1 社になるんですね。ちょっとそれは想像の。

〈事務局〉

いろんな原因が。

〈小林委員〉

それがいいかどうかわからないですけど、そういうことですね。わかりました。じゃあ、そういう県の工事と被ったりする状況があるわけですね。すごいですね。私は逆にすごいと思いました。20 社全部に出して辞退届を全員書いてくれるって、ものすごい信頼されてますね。私の学校でも、もちろん随契の際に契約係が打ちますけど、10 社とか頼みますけど、返事は言えないぐらいの数しか来ないので、逆に皆さん真面目だなって思いました。もちろんこちらは公共事業じゃないのであれなんですけど、そんな何千万とかやってないですけど、お返事があって 3 割というところなので、皆さんが辞退届を真面目に出してくれているだけでも、まだ見込みがあるんじゃないかと思いました。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。どうぞ。

〈岩浅委員〉

290 番の案件なんですけれど、7社が手を挙げておられて、その中で1社が落札されたわけなんですけれど、その他の企業は全て最低制限価格により失格。つまり最低制限価格というのが下に出ていますけど、税別で2,284万2,000円。ちょっと気になるのは、皆さんそれぞれの入札金額を比較したときに、もちろん入札されたB社は、この最低制限価格をクリアして、もっと高い金額を提示しておられる。その他の企業は、みんな似たり寄つたりの金額でして、これはいつも話に出ている算定式というか計算のやり方が、みんなに広まっていて似たような数値が出てくるのかなと思うんですけど。それはそれとして少し話がずれるんですけど、もしB社も同じような最低制限価格に引っかかったとした場合に、全社が最低制限価格により失格ということもあり得ますよね。そうした場合、次はどういう対応になるのでしょうか。

〈事務局〉

全社が失格した場合には、この入札が不成立ということになりまして、再度、入札公告を出します。

〈岩浅委員〉

すいません。それはもう一度はじめからやり直しという意味ですか。

〈事務局〉

そういうことです。

〈岩浅委員〉

だから希望者がまた変わるかもしれないし、同じ企業さんが手を挙げられるかもしれない、それはわからないということですね。

〈事務局〉

新しい再度の入札公告ということで、一からお申込をいただいて、入札も執行いたします。

〈岩浅委員〉

ありがとうございました。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖彦委員〉

つかぬことを伺いますが、契約検査課は今、職員は何人なんですか。それで役職はみんな事務職ですか。技術者はいないんですか。

〈事務局〉

契約検査課長は事務職、契約担当は全員事務職で、契約担当課長補佐1名と職員が3名。あと検査室が数年前に一緒になっていまして、検査室が2名、これが技術職でございます。

〈竹下靖彦委員〉

ありがとうございます。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈青戸委員〉

290番の案件が出たので、ついでにといい感じで伺わせていただきたいんですが。これはもちろん1業者を除いて最低制限価格により失格というので、それも目を引くんですけど、もう1つ目を引くのは落札率100%ということなんです。まず前提としての知識が欠けているかもしれないので教えていただきたいんですけど、例えば指名者数が1の場合、あるいは指名者数が複数であっても辞退者あるいは失格者が出て最終的に無競争になった場合というのは、入札の段階では競争相手がいないということは当然知らされていないという前提でよろしいですね。

〈事務局〉

はい。おっしゃるとおりです。何社の申込があったかということは入札開札までは公表しておりませんので、わからない状況で皆さんおられると思います。

〈青戸委員〉

それにしても、この案件が落札率100%なんです。予定価格ぴったりの価格できているので、普通であるならば少しでも競合の可能性があると思うなら、この額を入れてくるということにならない気がするんで、何か事前に無競争であるということを知ったのかなと、部外者の目から見たら思ってしまうところなんです。今回は、落札率100%で実際は無競争という案件が何件かありましたけれども、これらについても同じような疑念があります。単なる偶然とは思いつらいような気がするんですけども。市として疑いの目を向けるということは難しいのかもしれませんが、市民からそういった疑問の声が上がった場合に、どのように回答されますでしょうか。

〈事務局〉

疑念の声が上がった場合ですけれども、米子市は工事希望型指名競争入札ということで、希望者は全員入札に参加できるということと、その参加者は事前に知らされていないということで、結果的に1社の場合があっても競争性は確保されているということをご説明したいと思います。あと抽出案件で、どうしても1社入札で100%というのが疑念が出るので上がってくるんですけれども、入札を執行している立場から言わせていただくと、1社なのに最低制限価格ということも、それはそれでよくあることですので、そういった参加者がわからない中でギリギリで積算されている事例もあるということも申し上げたいと思います。

〈竹下靖彦委員〉

いいですか。消費税を含めて100%というのは、どう見ても、それは確率から言って難しいじゃないかと感じますけれども。本当に積算しているのかなというふうに。それと今、青戸委員が言われたような状況で1社のみ、方法としてはどこが申し込むかというのわかりますよ。なぜなら図面を取りに行きますよね。その入口にいて誰が来るか見ておけばいいわけですよ。図面を取りに来るのはほとんど顔見知りですから、あの会社、この会社って、そこで大体わかる、そうすると応札の会社名が大体わかる。私ならそういうふうにやる。そうしたら、どこが入札したかわかる。だって入口の反対側で見ておけば、誰がそこに入るかがわかりますから。恐らくそういう形で、もう本命が決まっているということだと思うんですけど。工事単価というのは、消費税を抜いて工事単価だけというのは積算ですから案外あり得ると思いますけど、消費税を含めて100%というのは、予定価格が甘いからですかね。

〈事務局〉

米子市は予定価格を事前公表していますので、100%ということは、公表しているから、それに向けて入れたということだと思います。積算がどうだったかということは私にはわかりませんが、予定価格と比べて自社でも積算されて決められたことかだと思います。あとコピー屋さんのお話は私もわかりませんが、入札公告は1日1件ではないですし、多いときには10件以上ということもあります。図面の販売期間というのも1日ではありませんので、そのようなことは考えにくいと思います。

〈松原会長〉

今、青戸委員がおっしゃったことは、これまでも再々出て参りました。例えば同じ入札金額がざざざと並ぶと、そこはくじ引きになるんですよ。どうしてこういうことになるんですかというのがあるって、毎回毎回そういう疑念が出て参ります。で、積算ソフトが入り込んでいるのでっていうのがあるって、皆さんがそれを使えばそういうことになるでしょうっていうこと。それ以上のことは、なかなかこの委員会の中でも言えないというところですね。多分、事務局も一緒だろうというところなんですけれども。どうぞ。

〈竹下靖彦委員〉

単価表っていうのは、米子市は持っていますか。公共工事設計単価表。これはあるのですか。

〈事務局〉

米子市は県の単価を準用していたり、見積を取ったりして単価を作っておりまして、その単価表というのは発注の段階で一覧として公表はしておりません。例えば「この項目の単価を教えてください」ということで、質問を受けて単価を公表したりしております。なので最初から一覧表で、米子市の単価はこうですというものを出してはおりません。

〈竹下靖彦委員〉

非公表ということですか。

〈事務局〉

基本的に非公表です。

〈竹下靖彦委員〉

恐らく非公表というのは建設物価から拾い出しているもので、これは当然の話として著作権に掛かるので公にはできないと思いますよね。だけど、しっかりこの単価表が洩れてるのではないか。青森県だったか、もう一度確認しないといけないけど、これが洩れて事件となり単価表を廃止をしたというのが、最近のニュースで出ていますけども。だから非公表にしようとして、実質的にはその単価表が洩れて業者が持っているというのが実態だと思う。そうじゃないと100%なんてあり得ないことだ、私はそう思っています。どうですか、漏れたということはない。個別案件として聞かれたら答えるという形ですか。なんて答えるのですか。

〈事務局〉

物価本に載っているものについては「物価本を見てください」という回答ですので、業者さんが本を買われて確認されていると思います。見積のものについては、回答できるものは見積単価として回答しております。あと100%ということが再三出てきますけど、予定価格は公表していますので、あとはそこで較べられて、自社でいくらで札を入れるかということを検討されていると思います。

〈竹下靖彦委員〉

その県の単価表というのは公開されているんですか。非公表ですか。

〈事務局〉

先ほどおっしゃった著作権に関わるようなところは非公表で、あとのところは公表できるものは公表しておりますので、知ろうと思えばわかるような状態にはなっていると思います。先ほど言いました質問を受けた場合も、著作権に引っかかるようなことに関してはページ数「この本の何ページ」ということで答えていまして、ズバリ金額はお答えしていない、著作権の関係で答えてはいませんけども、単価を参加者が知ろうと思えば、質問には答えていますのでわかるような状態にはなるかもしれません。

〈竹下靖彦委員〉

その金額というのは物品ごとですか。

〈事務局〉

物品と言いますと、その単価の品目ですか。

〈竹下靖彦委員〉

そうです。

〈事務局〉

そうですね。聞き方にもよるかもしれませんが、一式の金額を教えてくださいということもあるかもしれませんし。それをわかるような形でお答えはしております。質問と回答という形で。

〈竹下靖彦委員〉

恐らく調整弁としては現場管理費が出されると思うんですが、現場管理費の算定図式がありましたけど、どこかの一例を出して「現場管理費が明確に法律に規定された部分としてはこの金額になります」という1つの事例で、次回出してもらえませんか。そうすると、業者が予定価格に到達をしない場合には、現場管理費で調整をやって100%にするという形だって可能だと思うので。

〈事務局〉

すいません。もう一度お願いします。どういうことでしょうか。

〈竹下靖彦委員〉

だから現場管理費の算定方式の数式がありましたよね。

〈事務局〉

計算式ということですか。直接工事費とか、純工事費に何%をかけて現場管理費を出すとかいう。

〈竹下靖彦委員〉

現場ではなく一般管理費です。業者の利益です。

〈事務局〉

積算基準というのを持っていて、それに当てはめて、例えばこれぐらいの工事原価でしたら、それに何%をかけたのが一般管理費、要は何割が一般管理費ですっていう計算式ですよ。

〈竹下靖彦委員〉

最近はちょっと増額になって変わっていますよね。だから一般管理費が増額できるような方式になっているんですよ。だから逆に言うと、私は前から言っていますけど、以前に一般管理費をゼロ円を出してきた内訳表があったんですけども、そういうことも可能なんですよ。別に一般管理費で、その数式以上のものを出さんといかんということもないでしょう。一般管理費がゼロ円が出てきたらどうしますか。突き返しますか。

〈事務局〉

本来、工事費内訳書を提出いただいている中で、そのチェックというのは重要なことですが、実務上、入札執行の場でそれを点検するということは現実的には難しい。それはその場で落札決定する必要もあるためです。談合情報ですとか低入札という場合には点検いたしますけれど、入札執行の場で内訳書に疑問点があつて返すということは、実際しておりません。

〈竹下靖彦委員〉

ということは、取りあえず出てきたら、そのまま受け取るという話ですか。あとは内部で検討すると。

〈事務局〉

そうですね。問題が起きた場合には。

〈松原会長〉

入札金額に関しましては、そこは事務局が関われないところだろうと思います。だから一般管理費のところはゼロ円、そうするとここはいわゆる儲け代のところで、それでいいんですねってなるわけで、当然応札された方はそれを覚悟の上で出したと考えればいいわけで。どうしても取りたいんだというところですよ。それは状況であったかもしれませんが、いずれにしても今のお話では、直接工事費のところは手がかかり表が、これは国土交通省のあらゆる工事が出ています。あらゆる機械を使った場合の歩掛が出ていますので、その直接工事費は全部積算できるんですよ。その事例を1つ出していただいて、そこに間接経費というか現場管理費、ここが業者の儲け代になるわけですよ。

そこで最終価格との調整をしていくということになるわけですね。それは入札者の懐ですね。そういうような事例を1つ出していただけないかという話だと思います。そうすると、この表がどのようにできているかというのが皆さんに理解されやすいんだらうなと思います。国土交通省から、またそれは県に向いていますので、県の歩掛表というの、そういうふうになっていると思います。

〈事務局〉

この場ですぐ返答はできませんけども、調べてみたいと思います。

〈松原会長〉

その他いかがでしょうか。どうぞ。

〈竹下純子委員〉

これはお願い的のところになるんですけども、今こうやって資料を拝見して、いろいろ審議する材料として見せていただく上で、皆さん辞退理由なんかもちょうど書いておられて、そうなんだなと、工事の背景なんかも見えてきましたが、中には無記入という方もおられるので。公共工事ですので、理由などはある程度ちゃんとお伺いして書いていただくようにしていただいたほうが、私たちもこれを見て判断しないといけないので。あと「自己都合による」というのも結構あったんですけど、そう言われると全部が自己都合で片づいてしまうというところもあるので。こういう理由の書き方とか、もう少し私たちが見たときにわかりやすいような形の理由を具体的に書いていただくようお願いできればと思うんですけど。

〈事務局〉

承知いたしました。

〈松原会長〉

その他いかがでしょう。

〈竹下靖彦委員〉

要望事項のほう出してもいいですか。

〈松原会長〉

そうですね。4時を予定終了として、あと15、16分はございますので。ちょっと竹下委員のほうから要望事項があるということです。

〈竹下靖彦委員〉

審査会は市長から諮問を受けた事項だけ審議をするのではなくて、審査会としても積

極的に低価格になるような形を提案をするということを書いてありますので、提案をしたいと思っています。

1つは予定価格と契約金額の差額、要するに入札差金ですね。例えば予定金額と契約金額が100%・100%だったらゼロ円ですけども、これだったら入札の立場というのは何もないわけですよ。そうではなくて、予定価格について90%で契約をできたら、10%分の金額というのは浮くわけですよ。浮いた金額というのは、他の事業でそれを使うことができるわけです。そうすると契約検査課の役割というのは、ものすごく重要になってくると私は思うわけです。これは財政課から見たって、検討してこれだけ差金が出ましたって言われたら他に使うことがあるわけです。そういう点で、この一覧表の中で1件ごとに出してもいいんですが、差金の項目欄を作ってください。手間ですけども。これは事務の簡素化に反することを願いますのですが、こうであれば一目瞭然でよくわかる。私がなぜ入札差金の問題を言うかという、これであつたら契約検査課の業務というのは何なのと、こういうことになるわけですよ。そうではなくて、本当に契約検査課が努力をして、これだけの入札差金が出て、他の事業に使うことができる、こういう形を明らかにしたいと私は考えているわけです。そういう点で、これを一つ作って欲しいと考えています。

それからもう1点。前にも言っていましたが、これで一応契約が成立をして、あと追加工事が出ているはずですよ。その追加工事についても一覧表を提出してください。なぜなら、全体でその工事がいくらかかったのかという形がイメージできると思います。理由として、設計に誤りがあったのか、あるいは現場で思わぬトラブルが出て対処しなければならないので追加工事を出したとかいうところがあると思います。これは最初の入札の契約だけで終わりという形じゃないと思いますので、追加工事についてはシステムがどういうふうになっているのか説明して欲しいということと、辞退者一覧のような形で、追加工事がどの工事でどれだけ出たのかという、そういうものも出して欲しいと思います。それが2点目です。

逆を言うと、私は先ほど事務局の人員を聞いたんですけども、そうすると差金が出れば、当然その追加工事で費やされると差金が減るわけですよ。やっぱりこういうのをなくしたいということです。それで事務局の陣容が、事務の簡素化をしなくても正当な業務をやるためには職員を増やせばいい。それはなぜかと言うと、差金の中で事務局の対応を私はできると思う。それと技術者が2名ということなんですが、この技術者というのは、どういう畑の方なのかよくわからないので、入札の段階で技術者をもう少し増やすという形も必要になるのではないかと考えます。

それからもう1点は、工事終了後の検査というのはどこまでやっているのか、その陣容はどういうふうになっているのかということをも明らかにして欲しい。なぜなら、入札のときに厳しく審査をされて、検査をまた厳しくやるのかということによって業者に反感を持たれるかもしれませんが、かつて倉吉で橋の長さが短かったという悪質な工事がありましたけども、安かろう悪かろうという形で手抜き工事が出るという形は、私はわからない。なぜなら完成検査をきちんとやれば、できるじゃないかということで、その完成工

事はどこが担当しているのか、その陣容はどういう規模なのかという形を教えて欲しい。

今日は時間がないので、まだ他にもいっぱい提案したいことがありますが、これで私はやめます。取りあえず、それが。あと談合情報の問題が、ここ最近は出てないということを知っていますが、あるところに内情を聞くとやっぱり談合情報が寄せられていた。それが審査会に報告がされていないということが情報としてはあります。そうすると、談合情報は逐一この審査会で諮っていたはずで。かつて水道局が勝手にやって審査会で問題になって、それ以後は契約検査課でという話になった経緯がありますけども、この談合情報問題についてもないことはない。恐らくそれなりにあっているはずなのに、それをどのように対応しているのかという形の報告を求めたいと思います。以上です。

〈松原会長〉

竹下委員からの要請でございます。事務局のほうでご検討いただいて、先ほどお話がありましたように人員の労務の範囲というのもあろうかと思えます。できる限りできないところがあるかと思えますが、ご検討いただいて、また結果をご報告いただければと思います。

例えば先ほどの予定価格と落札価格の差額ですね。これは基本的にはもうExcelの中で簡単にできるような話ですよ。それを上半期のを合計するとこれになったというのは、それは1つの見方としてあると思えます。業務の中に大きな負担が加わらないような形を検討いただければと思います。全てを皆さんが、生命をかけてやるという話ではございませんので、そのへんを検討いただければと思います。

それから皆さんのほうからでございますでしょうか。これだけは聞いておきたいというところがございますら。

〈事務局〉

すみません。先ほど談合情報のお話があったんですが、事前に竹下委員からの照会もあって確認して、これまでの談合情報をリストでお渡ししたと思えますけども、それが全てということで間違いございませんので、内部的にそれを報告せずにいるということはないものと承知しております。

〈松原会長〉

はい。委員の方からはよろしいですか。まだまだ喋り足りないということはあろうかと思えますが、どうぞ。

〈竹下靖彦委員〉

やっぱり2回分を1回でやるというのは無理があります。だから2月にできなかったもので、途中でもう1回2月分を開かないと、非常に議論が散漫になってしまう。本当にまだまだ個別案件で問い合わせをしたいことがありますが、時間の関係もあって期間も少ないし、今日来ていただいた課からも、もうちょっとこういう説明をしたいというこ

とに時間が必要かと思う。一方的に私たちが言うだけではなくて、当然その根拠を説明できる時間が必要だと思いますので、そういうことを配慮してあんまり言わなかったのです。確か入札契約課を立ち上げたときに年3回開いていました。

〈松原会長〉

そうです。

〈竹下靖彦委員〉

その後、これを1回にしたいという話で、とんでもないということで2回に収まったということです。案件がいろいろ多いので、市民の目に晒される状況です。とはいえ米子市の場合は、私が調べた限られた範囲内ですが、先日オンブズの大会がありましたけど、全国的に見てもものすごく評価が高いです。それは議事録も含めて審議する資料の提出があります。他市での諮問で市長から「これとこれとこれについて審議して欲しい」と項目を絞った審議もあるということです。それに比べて米子市の場合は、全部出して「どうぞ」という形でやっていますので、オンブズの大会でも参加者にびっくりされていた。中には議事録を作っていない、また鳥取の場合でも概要しか出されていない。概要なんかでは市民はわからないですよ。米子市の場合、事務の簡素化に反する状況ですけれども、克明に立派な議事録を、しかもwebに載せてありまして。皆さんもそういう点で見ている「すごいな」というふうに、「第三者委員会でこんなことまで記載をしているのは初めて見た」という参加者もいました。そういう点では本当に契約検査課の努力というのは、評価について前にもいいましたが、本当にすごいと考えております。大変でしょうけど頑張ってくださいと、一言申し上げておきたいと思います。

〈松原会長〉

ありがとうございました。委員の方からはよろしいでしょうか。

今、竹下委員のほうからございましたけれども、まさにそのとおりでなと思います。竹下委員には、何かそういうオンブズマン大会の結果を日本海新聞に投稿いただくとか、公表していただくようなことができれば、皆さんのこういう努力が報われるといいなと思っております。また先ほどもございましたが、各課の担当の方々がこういうところにお付き合いをいただいて適切なご回答をいただくということも、なかなか他都市では見られないことだろうと思いますので、そこも評価されるべきだろうと思います。ご協力いただいております方々にも御礼申し上げたいと思います。

それでは本日の審議はこれで終わりたいと思いますので、事務局のほうにお願いします。

〈事務局〉

皆さん、今日は1年ぶりということになりましたけれども、いつも以上に活発な審議を

いただきましてありがとうございます。前回2月はコロナ禍という状況もあって、今回2回分となりまして時間も不足していたと思いますが、申し訳ありませんでした。今後はこういったこともないかと思えますし、通常どおり年2回きちっとやっていきたいと思えます。今後も、より充実した審議をしていただけるように、最大限、努力したいと思っております。ありがとうございました。

次回は来年2月の開催を予定しております、また改めて日程調整をしたいと思えますので引き続きよろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。